

令和8年（フ）第286号

奈良県大和郡山市矢田町6648番地 5
債務者 紺井 和希

- 1 決定年月日時 令和8年10月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月14日まで
奈良地方裁判所破産係

令和8年（フ）第297号

奈良市大安寺三丁目4番5―303号
債務者 伊藤 成美

- 1 決定年月日時 令和8年10月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月14日まで
奈良地方裁判所破産係

令和8年（フ）第26号

鳥取県倉吉市関金町山口1376番地
債務者 栗城 光義

- 1 決定年月日時 令和8年10月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月14日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和8年（フ）第609号

岡山市北区下中野322番地101 コーポラスA棟101号
債務者 梅田 員代

- 1 決定年月日時 令和8年10月15日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月14日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第610号

岡山市東区瀬戸町瀬戸450番地3 テクノハイツB―102
債務者 岡村 絹江

- 1 決定年月日時 令和8年10月15日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年12月14日まで
岡山地方裁判所第3民事部
- 令和8年（フ）第614号
岡山市中区藤崎487番地2
債務者 山崎 平夫

- 1 決定年月日時 令和8年10月15日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月14日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第636号

岡山市中区长岡 県営住宅東岡山団地198号
債務者 藤原 章倫

- 1 決定年月日時 令和8年10月15日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月14日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第56号

広島県庄原市口和町湯木1102番地
債務者 新角 楓

- 1 決定年月日時 令和8年10月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月14日まで
広島地方裁判所三次支部

令和8年（フ）第146号

鹿児島県曽於市末吉町南之郷3833番地
債務者 坂本 千恵子

- 1 決定年月日時 令和8年10月15日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続廃止

令和8年（フ）第435号

千葉県船橋市本中山2―12―12
破産者 有限会社エルヴェ

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第525号

千葉県市川市新井3丁目4番6号キョウエイビル302
破産者 株式会社アーバン

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第526号

千葉県市川市幸1丁目1番1―217号（行徳ニューグランドハイツ）
破産者 千原 和博

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第576号

東京都台東区上野6丁目7番16号古谷ビル6階
破産者 株式会社ブリーラ

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第577号

千葉県市川市新井3丁目4番14―202号（ニユールックハイツII）
破産者 前田 徳己

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第711号

千葉県浦安市美浜2丁目8番1005号
破産者 田中かおり

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第840号

千葉県船橋市飯山満町3丁目1547番地59 テラスハサマ103号
破産者 大島 隼人

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第843号

千葉市若葉区愛生町59番地2 メゾン・アリスト202号
破産者 竹井 翔

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第920号

千葉市中央区中央3丁目9番10号 グリーンランド千葉中央501号
破産者 児嶋 智恵

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第936号

千葉市若葉区小倉台1丁目16番4号
破産者 高根 智

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第946号

千葉県市原市五井西4丁目13番地1 パークハイムマルサンD201号室
破産者 落合 瞳

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係